

## 平成22年度第2回歯科保健推進協議会議事録

1 日時 平成23年2月8日（火）午後4時～午後5時30分

2 場所 県庁11階 第二会議室

3 出席者 出席者名簿順

（出席委員）小関委員，山本委員，大内委員，清野委員，奥谷委員，阿部委員，  
横山委員，千葉委員，太田委員

（欠席委員）長谷川委員，鈴木委員，佐々木委員

（事務局）佐々木保健福祉次長，長寿社会政策課三浦主事，

子育て支援課阿部課長補佐（班長），スポーツ健康課菅井主幹，

南條健康推進課長，亀山副参事兼課長補佐（総括），

平山技術補佐（総括），鈴木課長補佐（班長），八巻主任主査，後藤主査

### 4 議事

司会者 只今から、「平成22年度第2回宮城県歯科保健推進協議会」を開催いたします。開会にあたりまして、保健福祉部の佐々木次長より御挨拶申し上げます。

岡部部長 本日は、大変ご多忙の中、本協議会に御出席いただきましてありがとうございます。

日頃から本県の歯科保健対策の推進はもとより、保健医療福祉施策の推進に対しましてもひとかたならぬご指導御協力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。本県におきましては、委員の皆様もご承知のとおりみやぎ21健康プランや歯科保健構想に基づきまして、全国的に見ても一部ではございますが、望ましい状況になっていない歯と口腔の健康状況を早急に改善するため、乳幼児のむし歯対策や、効果的な歯科健診、歯科保健指導体制の確立、成人歯科健診の普及拡大などの歯科保健対策を総合的に推進してまいりました。また、県民一人ひとりが健康状態や、ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう、支援体制の整備充実を図り、地域住民参加による8020運動を推進してまいりました。評価指標にもなっております3歳児の一人平均むし歯本数におきましても、まだ全国平均よりは高いものの、着実に減少がみられているところでもございます。このことにつきましては、本日の参考資料として配布をしております改訂宮城県歯科保健構想5ヶ年の実績をご参照いただければと思います。また、これも委員の皆様はすでにご存じのことと思いますが、議員提案として「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」が昨年11月議会で可決され、昨年12月24日に公布施行されました。歯や口腔の健康水準を向上させるには、県民はもとより、歯科医療機関、学校、行政などの関係機関や、歯科医師会など関係団体が一体となって、歯科保健に対する認識を高め推進していくことが必要であることから、この制定を機に本県におきましても、より一層の歯科保健対策の充実強化に努めていきたいと考えているところでございます。

本日は昨年末に開催されました8020運動推進特別事業評価検討委員会でご説明させていただきました（仮称）宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画及び平成23年度歯科保健事業について、ご協議をしていただくことにしております。特に基本計画につきましては、みやぎ21健康プランの個別計画として、また、条例第9条に規定されました県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものでございます。これまでも、多くの皆様からの御意見等をいただきましたので、それらをもとに計画の素案を修正し、本日の協議会では中間案としてお示しをしております。限られた時間ではございますけれども、

委員の皆様には、それぞれ御専門の立場からご審議をいただきますようお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会者 本日の出席者につきましては、お手元に出席者名簿を配布させていただいておりますが、本日は2回目の協議会というのでございますので、ご紹介は省略させていただきます。会議には、委員12名中9名のご出席をいただいております。欠席委員は、長谷川委員、佐々木委員、鈴木委員でございます。委員の半数以上の出席をいただいておりますので、歯科保健推進協議会条例第4条第2項の規定により、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。また、会議は情報公開条例第19条の規定に基づき公開することになっており、会議の議事録につきましては、情報公開条例第20条の規定により後日公開させていただきますので併せて御了承願います。

会議次第にしたがいまして協議事項に入りたいと思いますが、本協議会条例第4条に基づきましてこれからの進行につきましては、小関会長にお願いします。

小関会長、よろしくお願いいたします。

小関会長 皆様お忙しいところ本日お集まりいただきありがとうございます。今日の協議事項の関しましては、宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例で規定されております基本計画及び、来年度の歯科保健事業が協議事項になっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは協議事項（仮称）宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画について、事務局から説明願います。

事務局 （資料1-1及び資料1-2に基づき説明）

小関会長 基本計画は、32ページにも及ぶ厚いものですが、今の説明に対して何か御意見ご質問等ございますでしょうか。全体の構成についていかがでしょうか。

まず、計画全体を見渡すとなると方向性のところからになると思います。まず最初の方向性、素案で示されたものから大きな変更点はないと考えておりますけど、この方向性につきましてあらためて確認しますが、何かありますでしょうか。方向性につきましては4つの項目ですね。連携の推進、乳幼児期・学童期、歯周疾患の予防、要介護者・障がい児（者）の4本柱の方向性でやっていくことについて委員の皆様御了承いただけるということだと思います。

それぞれについて確認していきますが、第1章、この趣旨に対しては、条例の制定についてここで示されておりますが、ここについて大きな問題等はございますでしょうか。これにつきましても御了承いただけるということだと思います。

それでは、第2章について確認していきますが、ここについては、調査中だったデータが入り、表やグラフも入りました。一部2箇所ほど調査中のデータがありますが、数値が入り表が完成されて、宮城県の現状が示され、歯科保健対策の現状として市町村が今何に取り組んでいるのか示されています。これに関しても、データの整合性に問題がなければ大丈夫かと思えます。第3章につきましては先ほど確認しましたので飛ばします。

実際に何をやるかという項目に関しては、第4章と第5章の進行管理に記載されていますが、まず、第4章をしっかり見ていかなければいけないと思います。第4章の章立てになりますが、まず、各ライフステージにおける歯科口腔保健のあり方、次に障がい児（者）における歯科口腔保健、そして、食育を通じた歯と口腔の健康づくり、計画の達成指標一覧という章立てになっています。

1各ライフステージにおける歯科口腔保健にそれぞれのライフステージについてまとめられ

おり、ボリュームが多くなっております。このところで、何か御意見等ございますでしょうか。

太田委員 仙台市の太田です。仙台市でも「いきいき市民健康プラン」という健康づくり計画の改訂をしております。23年度からの計画づくりをしている中で、歯と口の健康づくりを重点分野に位置づけて検討しているところです。仙台市の歯と口の健康づくりの計画とこの歯科保健計画を比べさせていただいたところ、仙台市でも取り組もうとするところが、宮城県の計画に盛り込まれているので、後押ししていただけるのかなということで、心強く思っております。特に14Pからの歯科口腔保健推進の方策のところ、それぞれの時期に合わせた歯科的特徴とか課題、問題解決のために県が進めること、それぞれの主体が進めることと、わかりやすく書いていただいているので、膨大な資料を上手にまとめていただいて記載していただいているのがとてもわかりやすくていいと感じました。たぶんこの計画というのは、関係者だけで推進するものではないので、県民の方々、仙台市にあっては市民の方々とこの計画を間に入れながら、このような特徴があるし、このような課題があるというようにツールとして使っていただけるものだと思いますので、とても上手に記載されてて、事務局のご苦労ぶりがお世話様でしたという感じです。是非具体的な問題解決に向けてそれぞれが取り組めていけたらいいのかなと思いました。感想になりますけども、この構成はわかりやすいものでないかなと思います。

小関会長 仙台市のプランはパブリックコメント等に出てくるものなのでしょうか。

太田委員 昨年11月から1ヶ月間パブリックコメントをさせていただきまして、今月には仙台市地域保健保健所運営協議会に諮問し、協議会から答申をうけて3月末に計画決定というような段取りになっています。

小関会長 仙台市の場合は現場がありまして、県の場合は市町村を束ねて、それに関して号令をかけるという立場で、立場がとても違っているの、仙台市の方はとても具体的になっているとは思いますが、仙台市のプランと、このプランを比較してみて、ここが違うなど気がついた点ございますでしょうか。

太田委員 仙台市では、乳幼児期に関しての前期計画では、フッ化物洗口を取り入れたりとか乳幼児期に手厚くしていた部分があるんですが、次期計画では、学童期にも歯科保健の重点化が必要かなということが議論されておまして、そういった点では12Pのところ、この県の計画でも、乳幼児期及び学童期の歯科口腔保健対策の重点化ということで、学童期にも重点化するというところで、学校の取り組みのあたりはかなり盛り込んでいただいていた部分もあるのかなと思いました。19Pの学校のところかなり具体的な取り組みが記載されておりましたので、非常に心強く思います。というのは、いま私たちも市民の現場を見たときに二極化している現状がありまして、非常に気をつけているお子さんあるいは保護者がいる一方、家庭内で歯と口の健康が守れないところがあります。やはり公衆衛生として集団の場を使って幼稚園、保育所とかあるいは学校の取り組みで、二極化している部分の底上げが大事だと感じておまして、その点では非常に心強い記載をしていただいていると思います。

小関会長 宮城県の中で全ての市町村をリードするのが仙台市になると思いますので、仙台市の計画等が参考になるものと思います。それでは、ライフステージ毎に確認していきたいと思います。この計画では5つのライフステージに分けられます。妊産婦期・乳幼児期ということで、出生前から概ね5歳まで、学童期・思春期ということで6歳から18歳まで、青年期ということで19歳から39歳まで、壮年期40歳から64歳まで、高齢期65歳以上と5つに区分されております。

はじめに、妊産婦期・乳幼児期について取り組みが記載されています。イで歯科的特徴、ロで

現状と課題，ハで方向性1に出ている施策に推進における連携づくりの推進に対応するための県が進めることということで，連携づくり及び目指すところをハで明確に記されています。ニで期待される取り組みとして様々な主体の方々に取り組んでもらいたい内容を示されており。本日ここにいらしゃっている方々は，それぞれの主体の代表としていらしゃっているところがあると思いますので，それぞれの担当とする主体のところ，内容を確認していただき御意見をいただきたいと思います。まず，課題解決のために県が進めることとして5つの項目が出ています。県が進めることということで，妊産婦期から乳幼児期にわたる定期的な歯科健康診査体制の推進ということで，これまでCOの導入による歯科保健指導の充実及び推進に取り組んできたと思います。これを継続して実際現場の方で実施してもらおうところです。乳幼児の発育段階を踏まえた歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発の推進，母子保健や子育て支援に従事する者の資質の向上，子育て支援に従事する関係機関の連携づくりの推進，フッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の普及ということで，具体的には県が進めることは連携を通じてひとつづくり，体制づくりというものが記されています。このところで過不足，御意見等ございますでしょうか。併せて期待される取り組みとしてそれぞれの主体に項目が挙げられています。これは，県が後押しして各主体が取り組んでいくこととなります。何か御意見ございますでしょうか。内容を確認していただくということで，何か御意見があれば，その都度言っていただければと思います。

太田委員 16Pの市町村のところですが，フッ化物集団塗布事業の実施に努めるとありますが，「集団」というのは手法なので，仙台市の場合は1歳6ヶ月健診とかでリスクのある子どもには，かかりつけ歯科医などで塗ってもらうようにと啓発を行っており，仙台歯科医師会の中でもフッ化物塗布ができるような医療機関の一覧を出して頂いたりとかの取り組みを進めているので，「集団」という手法をここに書き込まれると仙台市が当てはまらなくなってしまうという部分もあってですね，このへんの文言を集団塗布事業の実施とか，推進するとかそのような形で記載して頂けるとありがたいのかなという意見です。

事務局 ただいま委員からご指摘のありました点でございますけども，資料1-2という意見に対しての修正意見をお示ししている資料の番号で申し上げますと29番と30番でございますが，この中でフッ化物集団塗布事業という文言の中の集団というところを削除するというところで修正案をお示ししているものでございます。資料1-1中間案を訂正いたします。

小関会長 3歳児のところへどうやってアプローチしていくかということに関しては，フッ化物の塗布事業だけでなく，妊産婦期のところをいかに啓発して理解して頂くかというのが重要であると思います。

清野委員 私は，産婦人科ではないので専門外なのですが，歯科的特徴のところを読みますと，妊娠中の歯周疾患が早産や低体重児出産を誘発するとあり，これはすごい大変なことなんだなと思います。妊娠中の健診項目に歯周疾患の項目は入っていないんですね。ご本人が症状があれば歯医者さんに行くのですよね。もし，このようなことが本当にあるのであれば妊婦健診に歯科医師に関わっていただきたいなと思いますし，母子手帳でもいままで全然チェックされないと思うんですね。血圧とかタンパクとかそういうのは診てるんですけども，このようなことが特徴としてあるのであれば，非常に重要ですね。妊婦教室とかではお話になるのかと思うのですが，産まれてくる前からの話になりますのでとても重要だと思います。今までは，高齢者の生活習慣病とか，糖尿病とかそっちの方ばかり考えていたのですが，この辺を今後は徹底していかなければいけないですね。

- 小関会長 母子手帳には妊婦の口腔内診査をする項目がありますが、歯周疾患等を特に意識してみるという記載にはなっておりません。
- 清野委員 それは歯科医師が診るのですか。
- 小関会長 歯科医も診ています。
- 清野委員 今、早産とか、低体重児が多いんですよね。これだけが原因じゃないんですけど、一つの原因であるとなると非常に大事な点だと思います。
- 山本委員 母子手帳を持って歯科医院を訪れる方々の割合はわかりますか。というのは、昔はよく母子手帳を持ってきたんだけど、最近は母子手帳を持って妊婦健診にくる方を私はしばらくみていません。どのぐらいいるんですかね。それをなんとか受けに行くようなシステム作りはできないんですかね。
- 南條課長 実態については、掴んでおりません。市町村によっては掴んでいるところもあるかもしれませんが、基本的に歯科健診は自主的に自分の健康管理として受けてくださいとお勧めしているところなんですね。歯科保健構想に基づく人材育成のところで、歯科保健の大切さは従事者に伝わっており、母子保健の交付時に相当強調して保健指導しているという状況がございますので、実態の把握はまた別な形ではと思いますが、少しずつ妊婦さんたちも行動は変わっていくのではないかと考えております。
- 小関会長 期待される取り組みの中で重要視されている部分がありますので、これを実際の年次計画の詳細なところの中でうまく生かせるような形で年次計画が立てられていけばいいかなと思います。
- 山本委員 全てのところで言えるんですけども、歯科保健条例ができたこととか、こういうことが必要なんだということ自体をもう少し県民に知ってもらう必要があると思うんですよ。知らない人の方が多いと思うんですよ。はっきり言って。条例の中にも11月を月間とすると、たぶん11月8日をいい歯の日ということで、11月と条例でも書かれたんだと思うんですが、今みたいなことを広く県民に知らしめることと内容的なことを知らしめるために、月間を上手に利用するといったらおかしいですけど、イベントとかを考えて、例えば今のような話を今年のテーマにするとか、なんかそういうことがあってもいいと思うんですが、全般的にそのことについては、この計画の中には一つも出てきませんよね。全体的なこととして、ライフステージ毎じゃなくて。その中で何をやるかは、ライフステージ毎に考えていくことも必要なかもしれませんけども。その辺が、どこかに出てきてもいいのではないかとと思います。ここの項目だけじゃなくてね。せっかく条例に月間というものが決まっているわけですから。それを少し考えていただきたい。他の事業と抱き合わせになってもしょうがない部分もあると思いますが、例えば歯科保健大会と抱き合わせてやるとかできるところで。一項目ずつ書くときりがないので、どこかに全体的に書いて、やっていただくにより効果が出るのかなと。とある条例を作った県によりますと、条例をこのように作りましたよと。なぜ作る必要があったのか。作ったことによってどうなるのか。県の一番最初の仕事を広報活動に求めた県もあります。宮城県ではまだその辺が薄いので、せっかくできたものを県民に知らしめなくちゃいけないと、知ってもらわないと意味がない。その辺を全体的に考慮していただくとありがたいと思います。
- 小関会長 ただいまの点は、課題解決のために県が進めることの中でうまく表現していただければと思います。具体的に、いろいろなイベントやるのは市町村でもあるので、そこら辺を連携して取り組んでいかなければいけないと思います。
- 山本委員 県でできますよね。例えば食育なんかは食育月間を県でやってますよね。

南條課長 条例並びにこの基本計画につきましては、県民の一人一人の行動に幅広く県民運動として推進していかなければならないと思っておりますので、この計画が出た段階では、県民の皆様一人一人に伝わるような形で啓発をしていきたいと思っておりますし、必要なイベント等も開催する必要があればやっていかなければならないと思っております。形はどんな形になるかはいろいろあるかと思っておりますので、考えさせていただきたいと思っております。

小関会長 それでは、次の学童期・思春期に入りたいと思います。課題解決のために県及び県教育委員会が進めることとして、将来の実践にいかせる歯科口腔保健教育、歯科口腔保健活動の推進。様々な取り組みですね、教育方法や教材の開発、及び実際の情報収集、現場の問題になりますが、現場への取り組みというところを進めていく。もう一つは、歯科口腔保健活動のための学校及び地域の連携の推進ということで、それぞれの主体が学校といかに連携していくかということが県の役割として調整し、連携をとり進めていくとなっています。

それから、学童期の期待される取組の主体が、家庭、市町村、教育委員会、歯科医師会、学校などが挙げられています。こここのところに関しまして、それぞれの主体の皆様何かご意見ございますでしょうか。学校での取り組みとなりますと、千葉委員のほうから何かございますでしょうか。

千葉委員 学校の取り組みということで、大変わかりやすくなったなというのが、率直な感想です。修正や、追加などがありとてもわかりやすくなったなと思います。ただ、これは余談になりますが、仕方ないことなんでしょうが、今、小学校というのは、教育指導面において幼稚園保育所との連携・連結ということが言われていて、教育指導の場合にはそれが連結することによって、より効果が上がると。来年度からスタートカリキュラムというのが始まるわけですけども、幼児教育と小学校の教科教育が融合した形が年度初めにあるわけですけども、そうなったときに教科教育とか学習だけじゃなくで、生活習慣も含めたものが連携・連結が必要となってくるわけです。今、いろんな区分けしているわけですけども、その中の1項に幼稚園・保育所と小学校との連携・連結の表記が必要なのではないかなと思いました。区分として区切らなければならないのはわかりませんが、そのようなことを少し感じたのでお話ししました。

小関会長 ありがとうございます。確かにライフステージは連結して繋がっていますので、乳幼児期から学童期・思春期、成人期とうまく表現できればいいと思います。他に何かございますでしょうか。

山本委員 17Pの現状と課題の一番最後のところで、フッ化物を活用した取り組みは、ほとんど実施されていません。ここでは、用語的に活用でいいですか。条例は応用という言葉を使っていますが、内容的には同じですが統一しておかなくていいですか。

南條課長 検討させていただきます。

小関会長 学童期、学校でのフッ化物の応用というところは様々に議論されているというのがありますが、これに関しては、国の確定したもので動いているという取り組みでありますけど、フッ化物等々これに書かれているような取り組みでどうでしょうか。それでは、青年期、おもに19歳から39歳のところ、家庭を持つかまだ持たないかの若い人たち、子育てを始めるような人たちですが、ここの課題解決のために県が進めることということで、成人を対象とした歯科健康診査の機会の確保とその推進、歯周病予防に効果的な方法の普及啓発の推進、地域保健と職域保健の連携による支援体制づくり、成人期の歯と口腔の実態把握及び歯と口腔の健康が維持できる体制の構築が県が進める項目となっています。健診、普及啓発、体制づくりというのが県の取り組み。それか

ら、期待される取り組みということに関しては、この年代というのが一番体においては大きな問題がなく元気でいられる時代ではあると思いますが、このところでしっかり健康な状態でないと、次の壮年期、高齢期と続かなくなるので、健康教育のところで一番しっかり押さえておかなければいけない時期かもしれません。このところに関していかがでしょうか。

阿部委員 計画を拝見しまして、まず現状と課題の説明のところ、事業所における歯科健診や歯科健康管理の実施状況が極めて低調であると、これは全くここに書かれているとおりであり、これを明記していただいたということは、非常に大事なことだと思います。これだけ低調だということで、職域団体の一つとして参加させていただいている推進センターの期待される取り組みのところにかなり大きな期待を寄せた記載になっておりましたので、現状を踏まえて記載の訂正をお願いしたんですけども、その中で事業所に期待される取り組みのところに記載されている内容については全くこのとおりなんですけども、ただ、これをですね計画として一定期間の中で効果を持たせるということを考えた場合に、一事業所として取り組むのはこのとおりなんですけども、本当に実効あるものとしてやっていくためには、事業者で構成される事業者団体というものを抜きにして、進めていくのは難しいんじゃないのかなというのが、率直な感想です。そういった意味では事業者団体、例えば商工会議所とか商工会、地域の工業団地とかいろいろあると思いますが、やはり事業者団体の協力を得ないと実効性としてはなかなか厳しいものがあるということからすると、もし可能であれば事業所のところに事業所並びに事業者団体という形でも結構ですので、入れていただいて、右側の表のところの表現は、事業所がやるべきことと事業者団体が周知啓発のところの書き分けがちょっと必要になるかもしれませんが、もしそういったものが可能であれば事業者団体を入れていただくことによって更に実効性を求めていくという意味からするとよろしいのではないかと感想です。

小関会長 ありがとうございます。県の方が進めることで県の取り組みで事業者団体へのアプローチなど啓発の方策はありますか。

南條課長 事業者団体様に歯科保健の重要性をわかっていただいて、各事業所に働きかけをしていただくような啓発は可能ではないかと考えております。

小関会長 そのほかございますでしょうか。

山本委員 今のところなんですけど、産業保健スタッフとは誰のことを指しているのでしょうか。

阿部委員 法律に基づいた衛生管理者とか産業医の先生とかですね、事業所の中で産業保健関係の職務を行う法律的な職務を担っていただくスタッフという意味でございます。

山本委員 ということは、各事業所の産業保健スタッフですか。

阿部委員 そういことです。

清野委員 阿部委員の方がよくご存じとは思いますが、産業保健推進センターが事業仕分けによって、なくなりそうなんです。実際に地域産業保健センター、秋田県は完全になくなるのが決まりましたね。宮城県は残るんですけども、事業が縮小され予算も少なくなる。そして、これが医師会に丸投げみたいになっていますね。産業保健推進センターの今後不透明なんです。事業仕分けで強く言われて、産業保健推進センターは各県に一つずつあったけども、これが、全国で14に統合されちゃうんです。全くない県が出てくるんですよ。大きな会社は産業医がいるからいいのですが、50人以下の人数が少ない事業所にはいないんです。ここがその役割をしていたのですが、それを見る人が誰もなくなっちゃったんです。産業衛生上よくないシステムです。お金の部分をさきに削っちゃった訳ですから。ちょっと不透明なんで。今聞きますと産業保健セ

ンターのスタッフじゃないということなんで、それならまあいいんだと思いますけども、どんどん削られていく可能性がありますので、ここにお任せするというのは難しい方向になっているんだなと思います。

小関会長 書き方の表現になると思いますが、情報を集めて工夫していただければと思います。

清野委員 確かに、私も産業医をやっているのですが、小さい会社を3つか4つみているのですが、全く歯のことは診ていないですね。内科的なことは年2回くらいは必ず診てチェックするんですけども。歯科のことは個人的に歯が痛ければ歯医者さんに行くということで全く健診はやってないですね。事業所的にも費用がかかるし、法的にはないんですかね、歯科の方は。一般の健診は法的に決められていますからやらなきゃいけないですけど。小さな事業所はほとんどないですね、大きなところはやっているかもしれません。

小関会長 このところは、計画の実施を通して修正できるところは修正できると思うので、現時点の中で展開をどう進めていかなければいけないか考えなければいけないと思います。

それでは次の壮年期に行きたいと思います。このところは高齢者に入る手前、働き盛りが一番元気なところかもしれませんが、生活習慣病が急に現れてくる時代でもあります。県が進めること。成人を対象とした歯科健康診査の確保とその推進、地域保健と職域保健との連携による支援体制づくり、かかりつけ歯科医を持つことの推進、成人期の歯と口腔の実態把握が県が進めることとなっています。そして期待される取り組みがそれぞれにあるわけですが、このところも青年期の問題と同じように、主体が職域のところを中心になってやっていくことになると思うので、青年期で指摘された問題はここも同じかと思います。何か御意見等ございますでしょうか。我々が歯科保健をやって一番気づいてもらいたいのがこの年代の人達で歯周疾患の予防的なこと及びこの時期にしっかり口をカバーしていけば8020が可能になる重要な時期なのですが、なかなか啓発が届かない。それぞれの主体が連携して取り組んでいくことが重要だと思います。

太田委員 成人期での歯周疾患というところは課題かなと思うんですけども、ここに記載してありますようにかかりつけ歯科医をもって定期的に健診や歯石除去を行うというのは県民として行動するうえでは大事なのかなという気がします。仙台市の意識調査でどれくらいかかりつけ歯科医を持っていますかというような調査をしたときに50歳の人の場合約半数が何らかの形で1年に1回とかは歯医者さんに行くというようなデータがありまして、行ったときにこういった口腔管理、予防も含めて歯科の先生方の役割はすごく大きいかなと思いますので、かかりつけ歯科医での指導というのが、成人期では大事な取り組みだなと思ひまして、県民や市民にかかりつけ歯科医を持とうということを行政としては啓発したいし、歯科医師会の方で受け止めていただいて、予防的な視点でいろいろ関わっていただければありがたいのかなと思いました。

小関会長 11月の歯の推進月間等を利用して啓発をすすめて、あとは歯科医師側の方もしっかりと県民に期待に応じて予防の情報をしっかり発信していかなければいけません。

山本委員 現状として、歯で困っている人というのは70～80%いるんです。ところが、歯科医院に通っているというのは30%くらいですか、よく見積もっても。ということは、県の改訂宮城県歯科保健構想で掲げている定期的に歯科健康診査を受ける人の割合はまだデータ出てないですが、50%という目標を立ててやっています。昔から困っている人の半分も歯科医院に行っていないという現状があるので、そのへんからもう少しちゃんと大事にするような啓発活動が必要になってくるのかなと思います

小関会長　それでは、高齢期65歳からということで、高齢者及び介護が必要な方も含んだ形になっています。県が進めることとして、全市町村での歯周疾患健診の実施、受診率の向上、介護や介護予防に従事する者への支援体制の構築、施設入所者や通所事業所利用者等の歯科医療機関などによる歯と口腔の健康管理の充実が県が進めることとなっています。期待される取り組みとして各種体の方々に取り組んでいただきたい項目が記載されています。横山委員から何かございますか。

横山委員　高齢者に対する各種体の取り組みについて、昨年12月の会議で示された素案の関係する部分について、宮城県老人福祉施設協議会の役員18名に意見があれば言ってほしいとお願いしたところ、内容的には大変よろしいのではないかとことであり、県の方から意見があれば出してほしいとのことでしたが、特に申し上げるようなことはなかったと言うことでございます。ただ、計画はこれで十分ですけども、実施については個々の各施設の考え方、その地域の歯科の先生のご意見、協力そういったことを考慮しながら具体的には進めていきたいとの意見が多かったですね。それから、期待される取り組みで市町村のところに私の意見として申し上げさせていただきますと、健康まつりとあるんですけど、私の方の町のことを考えますと、健康まつりはそれほど効果がないと思います。むしろ、各敬老会ですね。敬老会の際に歯科健診をやりますので一言加えてもらえば受診率も上がるのではないかと思います。それから、歯科医師の先生のない町があるんで隣の町からお願いするとしても、30分以上かかる場所があり、施設としてはお願いしにくい部分もあると聞いています。

小関会長　次は、障がい児（者）に対する歯科口腔保健になります。ライフステージとはちょっと違ったところで、障がい児（者）という章立てしておりますが、県が進めることとして、障害児（者）の歯と口腔の健康づくりのための地域支援機能の充実・連携の促進、障害児（者）が利用できるしか医療サービスの情報提供の促進、施設入所者の歯科医療機関による歯と口腔の健康管理の充実ということが県が進めることとなっています。それから期待される取り組みとして各種体の方々に取り組んでいただきたい項目が記載されています。ここについて何かご意見ございますでしょうか。もしないようでしたら、次の食育を通じた歯と口腔の健康づくりに行きたいと思えます。県が取り組むことは食育の推進。それぞれの主体が取り組むことはここに記載してあるとおりとなっております。ここについて何かございますでしょうか。このような取り組みを含めて、資料1-3が3OPに記載されることとなります。次の31P32Pが体制と進行管理となります。これで一通り基本計画を見てきましたけども、達成指標の資料1-3について説明させていただきますでしょうか。

南條課長　その前によろしいでしょうか。成人期、高齢期、障がい児（者）のところもそうなんですけど、歯科医師会の役割ということで患者さんの身体機能を必要な医療情報として把握するというような、医科との連携ということができるよう人材育成ということを付け加えていただきましたが、逆の立場で清野先生、医科の立場からどのような取り組みが可能なのかと思っているのですが。そういうものを具体的にここに記載させていただけるとありがたいなと思っております。

清野委員　まず、一番最初の宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の基本理念をもうちょっと強調したいと思えますね。なぜ、歯と口腔をケアしなければいけないかというのは全身の健康維持に大事だと言うことをここに大きく出さないと、口腔ケアをして何が大事かと、物を噛める幸せというのはありますけども、実は全身の健康管理をするのに大事なんだと言うことを強調してもらいたい。ここには医師会に期待される取り組みとして糖尿病の一語だけしか書いてないですが、確かに糖尿病は大事な項目なんですけど、何回もお話ししたように全身疾患に関係あると。これは脅かしに

なるかもしれませんが、歯がなければ、認知症にもなりやすいんです。というような啓発も必要だと思います。それから、肺炎にもなりやすいですとか。全身疾患との組み合わせで歯が非常に大事であると。歯を残すということはこういうことに大事なんだということを強く出して頂きたいですね。それで、医師会は何をできるかという、糖尿病教室とか歯科の先生とタイアップして一緒にできると思います。講演会とか説明会の時に医師会から人をお願いすると頼まればすぐに派遣できると思いますね。それから、歯医者さんがいない地域の話が出ていましたけども、実は小児科のいない地域というのは宮城県にたくさんあります。乳幼児健診はどうするんだとということで、医師会にお願いがきてますから、医師会と宮城県小児科医会で推薦して、そういうところに乳幼児健診とか指導とか行くようにしてます。なかなかしてくれる人もいないんですけど、無理矢理お願いして何とかやってきました。そういうのを歯科医師会にお願いしていいのかわからないけども、地域医療の部門もあると思うのでどんどん相談したいと思います。連携、連携と出ていますが、これは非常に大事だと思います。歯科は歯科、医科は医科じゃなくて流動的というか、大学病院も医科と歯科が一緒になりましたのでそういう考え方でやってますので、医師会で利用できるところはどんどんいてもらいたいですし、私もお手伝いできるところは協力していきたいと思います。ここに、糖尿病と書いてありますから、最初は糖尿病を中心に連携できればいいかと思います。

小関会長 どうもありがとうございました。それでは、資料1-3について説明をお願いします。

事務局 (資料1-3に基づき説明)

小関会長 これは24年度に見直しする項目と見直さない項目とに分けてありますか。それとも全ての項目について全て見直すようになりますか。

事務局 基本的に※印になっている項目については、必ず見直すこととしております。※印になっていない項目についても、その時点で統計的にもう既に目標値を達成した項目とか、見直す必要がある項目については、その時に修正をしていただければと思っています。

小関会長 ただいまの説明で質問等ございますでしょうか。とりあえず暫定的にもこのような形でスタートさせていくということを考えています。特にご意見無いようでしたらこのような目標値を設定して中間案としてパブコメにかけたいと思います。それでは、次の事項で平成23年度歯科保健事業について説明をお願いします。

事務局 (資料2に基づき説明)

小関会長 ただいまの説明でなにかございますでしょうか。特に問題がないようでしたらこれを平成23年度の事業として進めていきたいと思っています。その他なにか委員の方からございますでしょうか。特にないようでしたらこれで議事を終了としたいと思います。御協力ありがとうございました。

司会者 小関先生ありがとうございました。冒頭で事務局からお話ししましたとおりスケジュールでございますが、今回のメインの議事でございます(仮称)宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画について事前に各委員の皆様からご指摘ご指導頂いておまして修正をしたわけでございますが、本日ほぼその内容を網羅したものをお示しできたのではないかと考えております。なお、本日の会議でも多少ご意見を賜りましたので、それをある程度反映させたものをパブコメにかけたいと思います。パブコメでございますが、今月中旬から来月中旬にかけて1ヶ月の間パブコメを実施するわけでございますが、その結果をもって議会の常任委員会にご報告させて頂くというように考えております。以上をもちまして本日の歯科保健推進協議会の一切を終了させて頂きます。本日はありがとうございました。(終了)